

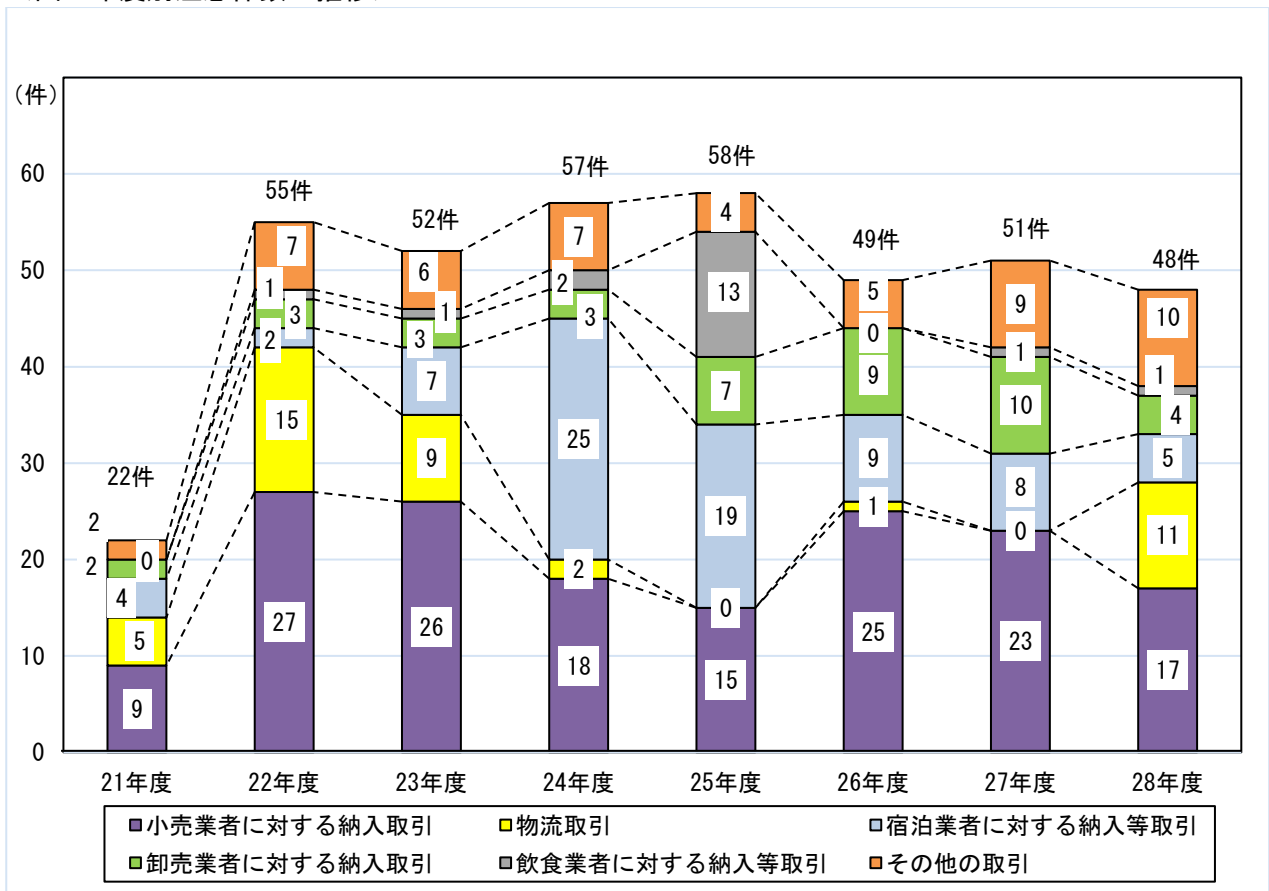
平成 28 年度における優越タスクの取組状況

第 1 処理の状況

1 処理概況

公正取引委員会は、平成 21 年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成 28 年度においては、48 件の注意を行った。

<図：年度別注意件数の推移>



2 注意の件数及び内容

(1) 注意を行った 48 件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対する納入取引が 17 件と最も多く、次いで物流取引が 11 件、宿泊業者に対する納入等取引が 5 件、卸売業者に対する納入取引が 4 件、飲食業者に対する納入等取引が 1 件、その他の取引は 10 件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が 33 件中 15 件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が 10 件となっている。

また、物流取引については、「減額」が20件中8件となっており、次いで「購入・利用強制」及び「支払遅延」がそれぞれ4件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が12件中5件と最も多くなっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「協賛金等の負担の要請」が22件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が19件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

| 取引形態 行為類型 | 小売業者に 対する 納入取引 | 物流取引 | 宿泊業者に 対する 納入等取引 | 卸売業者に 対する 納入取引 | 飲食業者に 対する 納入等取引 | その他の 取引 | 合計 |
|-----------------|----------------------|------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------|----|
| 購入・利用強制 | 3 | 4 | 5 | 2 | 1 | 4 | 19 |
| 協賛金等の負担の要請 | 10 | 0 | 3 | 4 | 0 | 5 | 22 |
| 従業員等の派遣の要請 | 15 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| その他経済上の利益の提供の要請 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 | 8 |
| 返品 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 支払遅延 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 減額 | 2 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 取引の対価の一方的決定 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| その他 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 合計 | 33 | 20 | 12 | 6 | 2 | 15 | 88 |

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(48件)と行為類型の内訳の合計数(88件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更なる調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれが見られた場合には、注意を行っている。

(2) 平成28年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約36日であった(前年度は約47日)。

2 効果的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行うことにより、再発防止に努めている。

- (2) 面談後、関係事業者が、自主的に改善し、再発防止に努める旨を文書で報告してきた内容のうち、主な内容は次のとおりである。

ア 食品スーパーマーケット業者からは、納入取引に係る協賛金等の負担の要請について、

① 要請に際して取引先納入業者における費用対効果の判断材料を提示することとした旨

② キャンペーンに係る協賛を要請する場合には、キャンペーンに係る経費のほとんどを取引先納入業者に負担させるのではなく、自社でも相応の額を負担することとした旨

また、従業員等の派遣の要請について、

③ 取引先納入業者から従業員等の派遣のために通常必要となる費用の請求がなかった場合には同費用を支払っていなかったところ、今後、同費用の請求を行ってもらうことの同意を得た上で従業員等の派遣を要請することとした旨

④ 従業員等の派遣に係る手順等に関し、取引先納入業者向けの説明会を開催して説明した旨

等の報告があった。

イ 物品賃貸業者からは、物流取引に係る減額について、

① 経営会議において取締役を含む全営業責任者に対して、また、通達により全従業員に対して、注意内容を周知した旨

② 全営業所の取引実態を監査し、その状況を踏まえて改善を行う旨

③ 引き続き、定期的な内部監査を実施していく旨

等の報告があった。

また、優越タスクの調査を受けるに当たり、関係事業者においてグループ会社の状況も含めて社内調査を実施し、優越タスクに報告することにより、当該関係事業者のみならず、グループ全体の改善が図られたものもあった。

別紙

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 食品スーパーマーケット業を営むAは、購買担当者から、取引先納入業者に対し、Aが販売するお節料理、クリスマスケーキ等の季節商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ディスカウントストア業を営むBは、取引先納入業者に対し、期末に一定の取引量に達した場合にBが提供を受ける協賛金について、当該協賛金の計算方法又は負担額をあらかじめ取り決めることなく、負担を要請していた。
- (3) 食品スーパーマーケット業を営むCは、新規オープンにおけるセール等を行うに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納品した商品のうちセール対象店舗におけるセール対象商品のセール期間分の取引のみならず、当該納入業者が納品した全店舗の全商品の1か月分の取引に対して一定率を乗じて得た額に相当する協賛金の負担を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ディスカウントストア業を営むDは、新規オープンに際し、取引先納入業者に対し、当該納入業者が納入した商品であるか否かを問わず、商品陳列作業を行わせるため、あらかじめ取引先納入業者との間で従業員の派遣の条件について合意することなく、かつ、当該納入業者が従業員を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員の派遣を要請していた。

返品

- (5) 文具等の小売業を営むEは、取引先納入業者に対し、売れ残った商品について、あらかじめ返品に係る合意を行っていないにもかかわらず、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、返品を要請していた。

減額

- (6) 家電等の小売業を営むFは、特売セールを行うに際し、一部の取引先納入業者に対し、今後の取引への影響を示唆したり、十分に協議する時間を確保することなく回答するよう強要したりして、当該商品の納入価格の値引きを要請していた。

取引の対価の一方的決定

- (7) 食品スーパーマーケット業を営むGは、新商品の売出しに際し、取引先納入業者との間で十分な協議を行うことなく、初回発注分の納入価格を通常納入価格の半額としていた。

2 物流取引

購入・利用強制

- (1) 食品製造業を営むHは、発注担当者から、取引先物流事業者に対し、Hが販売するクリスマスケーキの購入を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (2) 物品賃貸業を営むIは、取引先物流事業者に対し、レンタル物品をIの顧客の下からIの下まで運送することを発注内容としているにもかかわらず、Iの顧客の下で、発注内容にはないレンタル物品の収集等の追加作業について、無償で従事するよう要請していた。

支払遅延

- (3) 飲食料品の卸売業を営むJは、取引先物流事業者に対し、Jの社内の事務処理が遅れたこと等を理由に、あらかじめ定めた支払期日を超過して運送代金を支払っていた。

減額

- (4) 木材製造業を営むKは、取引先物流事業者に対し、「協力費」と称して毎月の請求金額に対して一定率を乗じて得た額を運送代金から減額するよう要請していた。また、運送代金を振り込むに際し、銀行振込手数料の実費を超過する額を運送代金から減額していた。
- (5) 物品賃貸業を営むLは、取引先物流事業者に対し、実走行距離に応じて運送代金を支払っているところ、同一運送区間について道路事情等のため前回委託時の実走行距離よりも実走行距離が増加した際、当該増加分に相当する額を減額するよう要請していた。

その他

- (6) 土石製品製造業を営むMは、取引先物流事業者に対し、期間135日の手形を交付していた。

- (7) 物品賃貸業を営むNは、取引先物流事業者に対し、レンタル物品をNの下からNの顧客の下まで運送することを発注内容としているところ、Nの顧客の都合により待機させ、発注内容を変更したにもかかわらず、無償で待機するよう要請していた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むOは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Oの運営するホテルにおいて開催するディナーショー等のチケットの購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 宿泊業を営むPは、Pの運営するホテルにおいてブライダルフェアを開催するに際し、取引先事業者に対し、算出根拠を明確にすることなく、また、ブライダルフェアに係る経費のほとんど全ての額に相当する協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (3) 宿泊業を営むQは、取引先事業者に対し、Qの従業員のボウリング大会及び従業員研修旅行で使用する景品を無償で提供するよう要請していた。

減額

- (4) 宿泊業を営むRは、取引先事業者に対し、100円以下の端数を、また、毎月の仕入代金に対して一定率を乗じて得た額をそれぞれ支払代金から減額するよう要請していた。

4 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) 包装資材の卸売業を営むSは、購買担当者から、取引先事業者に対し、タオル、カレンダー等の年末年始用粗品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 飲食料品の卸売業を営むTは、Tの取引先小売業者がセールを行うに際し、取引先納入業者に対し、協賛金を負担する取引先納入業者と負担しない取引先納入業者とでセール内容に差を設けていないにもかかわらず、協賛金額の具体的な算出根拠のないまま一定額の協賛金の負担を要請していた。

5 飲食業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 飲食業を営むUは、購買担当者から、取引先事業者に対し、Uが販売するお節料理、恵方巻き等の季節商品の購入を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (2) 飲食業を営むVは、取引先事業者に対し、Vの運営する飲食店において開催するイベントで使用する景品を無償で提供するよう要請していた。

6 その他の取引

購入・利用強制

- (1) 娯楽業を営むWは、取引先事業者に対し、Wの運営する娯楽場の前売券について、年間の取引額に応じて枚数を割り当てて一方的に送付して購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) 娯楽業を営むXは、取引先事業者に対し、Xの従業員の研修旅行に充てるための協賛金の負担を要請していた。
- (3) 冠婚葬祭業を営むYは、自己の運営する施設においてイベントを開催するに際し、取引先事業者に対し、算出根拠について明確にすることなく協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (4) 娯楽業を営むZは、取引先事業者に対し、Zの運営する娯楽場で開催するイベントで店頭を装飾する花を無償で提供するよう要請していた。